

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

| | |
|----------------------|---|
| 車種 | 5ドア4WD、右ハンドル、全長3990mm～4045mm程度、全幅1695mm程度、全高1505mm～1565mm程度、最小回転半径5.2m以下 |
| ミッション | 電気式無段変速機 |
| 台数 | 1台 |
| 燃料 | 電気及びガソリン(ハイブリッド)、排気量1200CC～1500CC程度 |
| 乗用定員 | 5人 |
| ドア数 | 5枚 後部ドア(ハッチバック)は跳ね上げ式 |
| 車体カラー | ① 塗料はハイソリッドラッカー、またはフタル酸レンジエナメルを使用し、車両全体を黄色(日本塗料工業会標準色 T22-80X、標準色が改正された場合は、これに相当する塗色とする)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。 ② 両側面と後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。 ③ フロントバンパー及びリアバンパーは、白と赤のストライプを公安委員会の緊急自動車及び道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。 |
| 指定文字等 | ボディサイドの白色帯前部からハマのマークを入れ、「横浜市道路パトロールカー」と黒色丸ゴシック体(左ヨコ書き・一文字13cm×13cm)で記入し、前両側ドアの白色帯下部分に『瀬谷土木事務所』と記入する。 |
| 装備品(別紙可) | エアコン、エアバッグ(運転席・助手席)、ABS、フロアマット、標準工具、サイドバイザー(前・後)、ABC消火器(1kg)、タイヤチェーン、バックモニター、ドライブレコーダー(詳細は別紙参照)、停止表示板、リアウインドウデフォグガー、リアワイパー、パワーステアリング、サイドバイザー、時計、バックブザー、標準装備のタイヤ(4本 含専用ホイール)、AM・FMラジオ+CD等、ETC、カーナビ、パンク応急修理キット |
| 特別装備(パトロールカー用) | ① 一体型LED散光式警告灯【赤色・黄色、スピーカー(前後方向)、電子サイレン(前方20mで90～120ホーン)、拡声装置、天井補強】 赤色灯サイレンアンプは助手席側の運転手が操作できる位置に取り付ける。この位置で難しい場合は別途協議。 ② スタッドレスタイヤ(4本、含専用ホイール。納品時はスタッドレスタイヤを装着) ③ バッテリー及びダイナモは寒冷地仕様 |
| 改造等 | ① 各座席及び後部荷台のフロアに厚地のビニールカバーをする。 ② スピーカー・一体型散光式警告灯は屋根上部に取り付ける。 ③ 装備品スイッチ類は、運転手が操作できる位置に取り付ける。 ④ セカンドシートは折りたたみ式とする。 |
| 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針 | 適合 非該当または不適合でも可(どちらかに○) |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード ホンダフィット(e:HEV BASIC)、日産ノート(e-power S FOUR) |
| その他参考事項 | 現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 12,000 km ドライバーの状況 : 専任 複数人(どちらかに○) 九都県市指定低公害車に該当 |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 2 | 物品納入期限 | 令和4年3月2日 |
| 3 | 借入期間(本年度分) | 令和4年3月1日から令和11年2月28日まで |
| 4 | 借入月数(本年度分) | 1か月 |
| 5 | 予定借入期間 及び最終日 | 7年間 令和11年2月28日 |
| 6 | 物品保管場所 | 所在地 横浜市瀬谷区三ツ境 153-7 名 称 横浜市瀬谷土木事務所 T E L 045-364-1105 |

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市瀬谷区三ツ境 153-7

担当者 横浜市瀬谷土木事務所 T E L : 045-364-1105

結城 F A X : 045-391-6974

se-doboku@city.yokohama.jp

ドライブレコーダー仕様

1 カメラ

(1) カメラ台数

2台のカメラをそれぞれフロントとリヤに設置し前方向と後ろ方向を撮影できること

(2) 画素数

ア フロントカメラ
200 万画素以上

イ リヤカメラ
100 万画素以上

(3) 画角

ア フロントカメラ
水平115 度以上 垂直55 度以上

イ リヤカメラ
水平100 度以上 垂直58 度以上

(4) 最低照度

2 LUX 以下（2 LUX より高感度であること）

(5) フレームレート

LED信号機（50Hz、60Hz とも）の正確な撮影が可能であること

2 記録するデータ

録画映像、音声、日時、走行速度、位置情報

3 記録方式

常時録画、衝撃感知録画、手動録画のいずれも可能であること

4 記録媒体

microSDHC カードまたは microSDXC カード

5 取付け

運転、乗用、荷物の積込み及び運搬に支障のない位置に配線すること

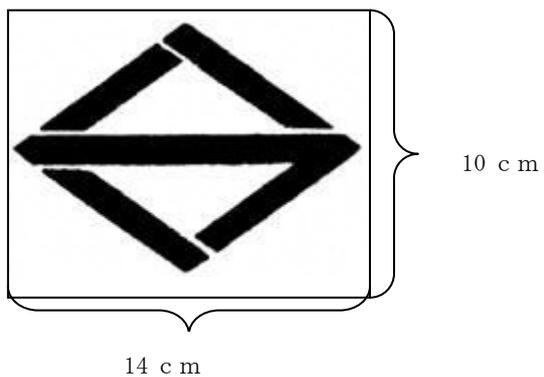
○ 本市徽章

明治 42 年 6 月 5 日
告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1

